添付書類 A（ATTACHMENT A）

OMB管理番号: 0920-1474
有効期限: 2027年3月31日

渡航者の開示および宣誓書
（米国向け）

本命令の対象となるすべての航空会社またはその他の航空機運航者は、外国から米国に向かう航空機に搭乗しようとするすべての者に対し、以下の開示および宣誓書を提供し、搭乗前に開示および宣誓書の記入が完了していることを確認しなければなりません。

渡航者の宣誓要件（TRAVELER ATTESTATION REQUIREMENT）：

私、［　　（渡航者または正式な代理人の氏名（以下「宣誓者」）］は、過去21日間にコンゴ民主共和国に滞在していないことに関する以下の開示事項を読みました。コンゴ民主共和国における滞在とは、空路（上空通過を除く）、陸路、海路による入国や国内の移動を含む、あらゆる物理的な滞在を意味します。また、渡航者が航空機から降りなかった場合や空港の外に出なかった場合であっても、コンゴ民主共和国の空港での乗り継ぎも滞在に含まれます。

以下の選択肢のうち、該当するものを正確に1つ選択してチェックマークを付けてください：

[] 私は、米国行き便への搭乗前21日以内にコンゴ民主共和国に滞在していないことを誓約します。

[] 私は、法的に代理権を有する［　　（宣誓者）］の代理人として、当該者が米国行き便への搭乗前21日以内にコンゴ民主共和国に滞在していないことを誓約します。

航空会社または航空機運航者の要員はデータ入力を補助することはできますが、宣誓者に代わって宣誓を行うことはできません。

私は、真実に基づき回答したことを誓約し、故意に虚偽または誤解を招く情報を提供した場合は合衆国法典第18編第1001条に基づき刑事上の罰金および拘禁刑に処される可能性があること、ならびにこれらの要件に従わなかった場合は合衆国法典第18編第3559条および第3571条と併せて合衆国法典第42編第271条および連邦規則集第42巻第71.2条に基づき刑事罰の対象となる可能性があることを理解しています。

渡航者または正式な代理人の活字体氏名（Printed Name）	
署名（Signature）	
日付（Date）	

航空会社および航空機運航者の開示要件（AIRLINE AND AIRCRAFT OPERATOR DISCLOSURE REQUIREMENT）：

米国連邦法で義務付けられているとおり、すべての航空会社またはその他の航空機運航者は、外国から米国に向けて出発する便のすべての渡航者について、米国疾病予防管理センター（CDC）に代わって記入済みの渡航者宣誓書を収集し、少なくとも42日間保管しなければならず、米国政府からの要求に応じてその宣誓書を提出しなければなりません。すべての航空会社またはその他の航空機運航者は、当該宣誓書を記入および提示しなかった渡航者を搭乗させてはなりません。

各個人は別個の宣誓書を提出しなければなりません。法律により別段の許可がある場合を除き、18歳未満の渡航者に代わって親またはその他の正式な代理人が宣誓を行う必要があります。ある個人は、必要な情報を提出する権限を付与されている別の渡航者（例えば、同一の旅行グループに属する成人の同行者、旅行同伴者、または旅行会社代理人など）に代わって宣誓することができます。また、正式な代理人は、自ら行動することができない者（例えば、年齢、または身体的もしくは精神的障害を理由とする場合）に代わって行動することもできます。渡航者または正式な代理人の指示に基づきデータ入力や提出を補助する航空会社または航空機運航者の従業員または代理人は、単にかかる補助を提供したことのみをもって正式な代理人となるものではなく、また渡航者に代わって宣誓を提供するものでもありません。

米国連邦法に基づき、各渡航者は本宣誓書の印刷されたコピーまたはデジタルコピーのいずれかを提示しなければなりません。提供される情報は、本人が知りうる限り正確かつ完全でなければなりません。本宣誓書を提出しなかった場合、または虚偽や誤解を招く情報を提出した場合は、旅行の遅延、搭乗拒否、または将来の渡航における搭乗拒否につながる可能性があります。これらの要件に従わない渡航者は、合衆国法典第18編第3559条および第3571条（罰金および／または最長1年の拘禁刑を規定）と併せて、特に合衆国法典第42編第271条および連邦規則集第42巻第71.2条に基づく刑事罰の対象となる場合があります。故意に虚偽または誤解を招く情報を提供した場合は、特に合衆国法典第18編第1001条に基づき刑事罰としての罰金および拘禁刑に処される可能性があります。米国司法省は、合衆国法典第18編第1001条に違反して故意かつ悪意を持って虚偽の宣誓書を提出した個人を起訴することがあります。

CDCによって承認された本宣誓書の翻訳版は、オンラインで利用可能になります。本宣誓書の英語原文といかなる翻訳版との間に齟齬がある場合は、英語原文が優先されます。

プライバシー法に基づく声明（Privacy Act Statement）

米国疾病予防管理センター（CDC）は、合衆国法典第42編第264条により認められた権限に基づき、連邦規則集第42巻第71.20条および第71.31条(b)に従って、航空会社およびその他の航空機運航者に対して本情報の収集を求めています。航空機により米国に到着するすべての人にとって、本情報の提供は義務付けられています。本情報を提供しない場合、航空機への搭乗が許可されない場合があります。CDCは、接触者追跡調査の実施、曝露した個人および公衆衛生当局への通知、ならびに渡航制限の実施を含むその他の適切な公衆衛生上の介入を実施することにより、感染症の持ち込み、伝播、および蔓延を防止するために本情報を使用することがあります。

1974年プライバシー法（合衆国法典第5編第552a条）が本情報の収集および使用を規律します。CDCによって管理される情報は、CDCのシステム記録番号 No. 09-20-0171「検疫および渡航者関連活動（連邦規則集第42巻パート70およびパート71に基づく接触者追跡調査および通知のための記録を含む）」の対象となります。72 Fed. Reg. 70867（2007年12月13日）、ならびに76 Fed. Reg. 4485（2011年1月25日）および83 Fed. Reg. 6591（2018年2月14日）による改正を参照してください。CDCは、連邦官報において本システムに関して公表された通常の使用目的（ルーチン・ユース）に従うことを含め、プライバシー法で認められている場合、および法律で認められている場合に限り、本システムからの情報をCDCおよび米国保健福祉省の外部に開示します。

かかる合法的な目的には、州および地方の公衆衛生当局、ならびにその他の協力機関との間で個人特定可能な情報を共有することが含まれますが、これらに限定されません。CDCおよび協力機関は、連邦法および上記に定めるシステム記録通知（SORN）に従って、指定された情報を保持、使用、削除、またはその他の方法で破棄します。

CDCによるお客様のデータの使用に関してご質問がある場合は、システム管理者（dgmhpolicyoffice@cdc.gov）宛てに電子メールで連絡するか、または下記の住所宛てに郵便でお問い合わせいただけます：
Policy Office, Division of Global Migration Health, Centers for Disease Control and Prevention, 1600 Clifton Road NE, MS H16-4, Atlanta, GA 30329